

## 「新しい認定こども園名称」募集要領

多賀町では、令和5年4月の開園に向け、新しい認定こども園の整備を進めています。そこで、子どもたちをはじめ地域の方から親しまれるようなこども園の名称を募集します。

### 1. 募集内容

新しい施設（幼保連携型認定こども園）の名称

### 2. 応募資格

年齢、住所地などの応募者資格は問いません。ただし国外は除きます。

### 3. 募集期間

令和4年6月10日（金）～令和4年7月15日（金）

※郵送の場合は当日消印有効

### 4. 応募方法

専用の応募用紙に必要事項を記載の上、直接持参、郵送、電子メールいずれかの方法で、多賀町教育委員会事務局教育総務課へご応募ください。

※応募用紙は教育総務課の窓口、多賀町内の保育施設に設置します。または、多賀町のホームページからダウンロードしてください。

※電子メールの場合は、件名を「新しいこども園名称応募」としてください。

### 5. 応募規定

(1) 応募名称は、1人（1団体）につき1点に限ります。

(2) 応募名称を修正する場合があります。

(3) 採用した名称の商標権、著作権、修正権等一切の権利は多賀町に帰属するものとし、多賀町はこれを自由に使用します。

(4) 公序良俗その他法令の定め反するもの、誹謗中傷を含むもの、著作権その他第三者の権利を侵害しているものは、審査の対象としません。

(5) 著作権その他の権利等について、第三者から異議申立、苦情等があった場合、費用等も含め応募者が対応するものとします。

(6) 本募集に対する選考方法や結果について、異議申立等は一切受け付けません。

(7) その他定めのないものについては、その都度多賀町で決定します。

### 6. 個人情報の取扱い

(1) 応募者の個人情報は、本募集および選定に関する目的にのみ使用します。

(2) 名称が採用された応募者の住所（都道府県名および市町村名に限る）および氏名を多賀町のホームページや広報誌において公表します。

7. 記念品

名称が採用された方には、多賀町ふるさと納税のお礼品（5,000 円相当）をお送りします。

8. 選考方法および結果通知

令和4年7月下旬頃に選考を行い、名称が採用された応募者の住所（都道府県名および市町村名に限る）および氏名を多賀町のホームページや広報誌において公表します。

9. 応募先および問い合わせ先

〒522-0341

滋賀県犬上郡多賀町多賀324番地

多賀町教育委員会事務局教育総務課 保育児童係

電話：0749-48-8123

FAX：0749-48-8155

有線：2-3746

E-Mail：k-ed@town.taga.lg.jp